

若桜町監査告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成28年7月25日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成28年7月22日（金）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 町民福祉課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - ・保育料無料化の実施状況について（開始から現時点まで）
 - ・所管施設の現金等の保管状況の確認について
 - ・その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点 (1) 効率的な組織運営がなされているか。
(2) 法令を遵守して事務事業が執行されているか。
- 5 監査の結果 指摘事項は特になし
※ 平成28年4月からの保育料軽減に関する制度改正において、他の自治体で発生した保育料誤徴収の事案についても監査したところ、当町では同様の事例は発生しておらず、適正に保育料が算定されていることを確認した。）

以上